

建設業者のみなさまへ

この文書は、監理課ホームページ「お知らせ」及び「各種様式－建設工事請負契約関係書類」の中にも掲載されています。

現場代理人及び主任技術者の承認申請手続きについて

市発注工事における現場代理人及び主任技術者の配置については、総務部長通知「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて（平成28年6月3日付け監第14号）」（以下「取扱通知」という。）に該当する場合、主任技術者の兼務を認めることとしていますが、その運用について、下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

記

1. 現場代理人及び主任技術者の兼任に関する条件の明示

本市が発注する工事で、次のいずれかの要件を満たす工事については、兼任可として取り扱います。

《現場代理人》

- (1) 複数の工事を1件の入札として公告又は通知した工事。若しくは同一場所で随意契約をする同一工種であること。
- (2) (1)以外の工事で、当該各①から④を全て満たす工事であること。
 - ① 兼任しようとする工事の**予定価格が3,500万円未満の工事**であり、かつ、**合計工事請負額が7,000万円未満**であること。
 - ② 兼任させようとする工事現場間の移動距離は、**おおむね10km以内**であること。
 - ③ 常時連絡を取れる体制にあり、かつ、適切な運営及び取締りが行われ、契約の履行に支障がないこと。
 - ④ 兼任させようとする現場代理人が、他工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定による専任を要する監理技術者ではないこと。

《主任技術者》

予定価格3,500万円以上の工事については、入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知の記載される兼任の可否を確認の上諸手続きを行うこと。

※当面の間、上記の適用に合わせて、主任技術者と兼任する現場代理人について、本市が主任技術者の兼任を承認した場合は、現場代理人についても兼務を認めることとします。

2. 現場代理人及び主任技術者の兼任を認めない工事

請負代金の額が3,500万円以上の次の工事については、工事の適正な施工を確保するため、主任技術者の兼務を認めません。

- 新工法を採用した工事
- 施工条件が厳しい工事
- 第三者に対する影響が大きい工事
- トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事

(下請金額の合計が4,000万円(建築一式は6,000万円)以上)等

3. 一般競争入札における現場代理人及び主任技術者の兼務承認申請手続き

希望者には事前審査を行うこととし、「現場代理人・主任技術者の兼務に係る承認申請書」(別紙様式1)を**公告日から概ね5日以内**(土日含む、以下同じ)に提出してください。審査結果は入札参加資格確認申請書の提出期限の3日前までに書面で回答します。

4. 指名競争入札及び随意契約における兼務承認申請手続き

希望者には事前審査を行うこととし、「現場代理人・主任技術者の兼務に係る承認申請書」(別紙様式1)を**指名通知又は見積徴収通知の日から概ね5日以内**に提出してください。審査結果は入札日の初日又は見積書提出期限から3日前までに書面で回答します。

5. 申請にあたっての留意事項

- (1) 専任を要する**監理技術者**については、他の工事との**兼務はできません**。
- (2) 変更契約により請負代金が3,500万円以上となった工事の主任技術者が他の工事の主任技術者を兼務する場合も、承認が必要となります。

6. 適用日

平成28年6月3日以降に行う入札公告又は指名競争入札(見積)執行通知から適用します。

7. 他工事の発注機関としての承認

本市の工事を受注している建設業者から他の発注機関の入札に参加するため、本市が「他工事発注機関」として承認を求められた場合においても、本通知の趣旨を踏まえ、対応することとします。